

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6月22日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川 4丁目 6番10号
【電話番号】	03-3817-5030
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 森田 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川 4丁目 6番10号
【電話番号】	03-3817-5030
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 森田 宏
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成24年 3月29日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年 4月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 4月 5日
【発行登録番号】	24 - 関東44
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注 1） 800,000,000円（注 2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【発行可能額】	0円（注 1） 800,000,000円（注 2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成24年 6月22日（提出日）であります。
【提出理由】	発行登録書の参照書類となる書類が、新たに提出されたことによります。（訂正内容については本文参照）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜 1丁目 8番16号）

**【訂正内容】**

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年6月22日に関東財務局長へ提出しました。

この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年3月29日に提出した発行登録書の参照書類とします。